

第9回 認証産業活用の在り方検討会

一般社団法人日本自動車工業会 (JAMA)

トレーサビリティ実装チーム

リーダー：藤原 輝嘉

2026年1月22日

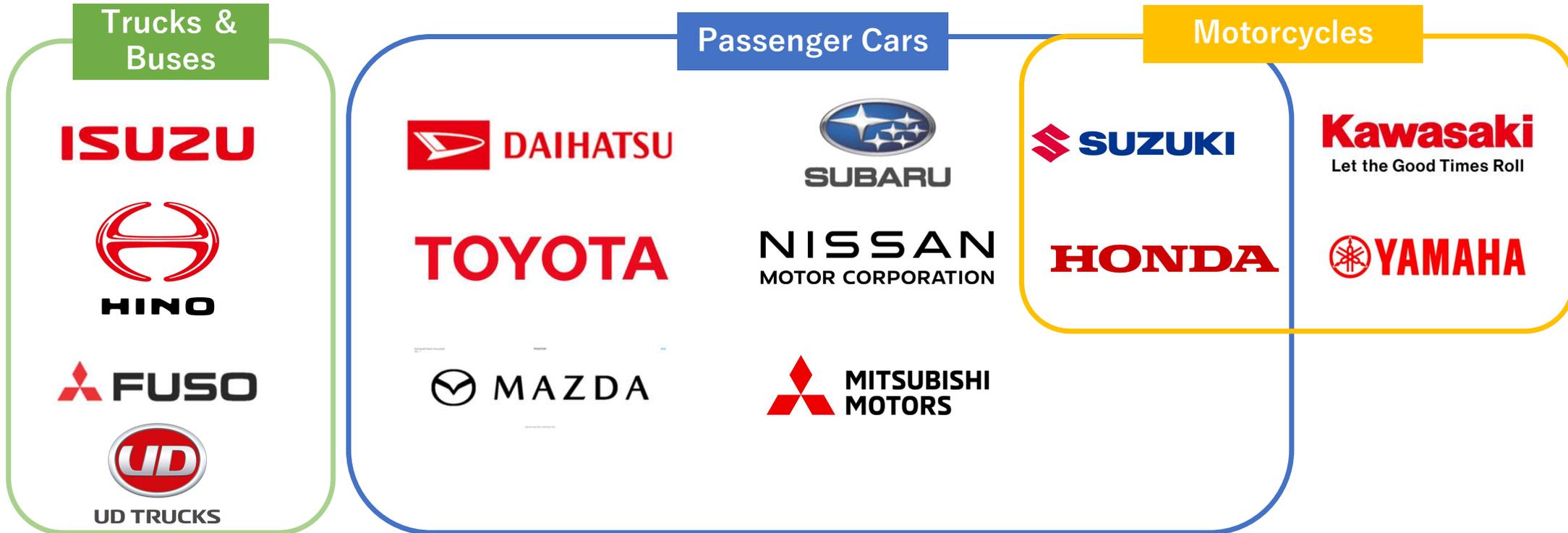
もくじ

0. JAMA紹介

1. JAMAが提起した欧州電池規制(EUBR)の認証に関する課題 (リマインド)
2. EUBRと認証の課題
3. 日欧ハイブリッド認証案の現状について

0. About JAMA

JAMA (Japan Automobile Manufacturers Association, Inc. (日本自動車工業会)) は、日本の乗用車、トラック、バス、オートバイメーカー14社で構成される一般社団法人です。



1. JAMAが提起した欧州電池規制(EUBR)の認証に関する課題 (リマインド)

- カーボンニュートラルに向けたCO₂排出量規制が車両、部品（電池）レベルで検討されている
- CO₂排出量を算出するためにはサプライチェーンを遡る必要があり、また電池組成といった機微情報も含まれる
- 特定の地域の認証機関に機微情報が流れるのは経済安全保障上課題があるため、日本の認証機関を置くハイブリッド案を論議中

1. 自動車業界の環境規制・規制化の動向



- 自動車の環境規制というと、これまでは走行時のCO₂排出量が規制されていたが、昨今はカーボンニュートラル (CN) に向けて、車両のライフサイクル全体 (採掘から廃棄まで) でのCO₂排出量の規制化が検討されている。=> 車両LCA(Life Cycle Assessment)
- CNに向けて車両の電動化が進んでいるが、その中でもCO₂排出のホットスポットは電池であり、喫緊の課題は欧州電池規制対応

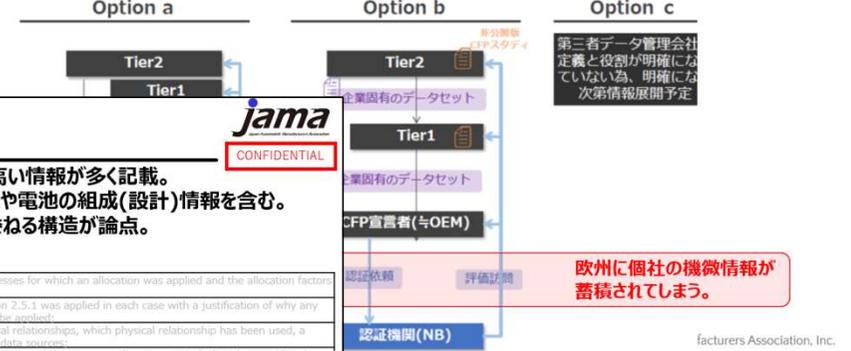


電池規制
バッテリーにはリチウム、コバルト、ニッケル、グラファイトなどが必要。これらの材料の採掘と精製プロセスはエネルギー集約的で、化石燃料によるエネルギーが使用されることが多いため、大量のCO₂が排出される。

2. 規制化に向けた課題



- 論議中ではあるが、法規要求の認証については、データは欧州当局が認可した第三者機関 (Notified Body : NB) に提出する必要があり、欧州に個社の機微情報が蓄積されてしまう。
- CFP算定の認証方法にいずれのオプションでもNBに検証・認証段階で機微に関する情報が確認されてしまう。
- 機微な情報が国外の認証機関であると情報漏洩の懸念が大きい。
- さらには違法性確認の為にガバメントアクセスは許容範囲内ではあるが、自国産業に有利になるそれ以外の用途(例:輸出入規制)につながることも懸念。



ご参考) 欧州電池規制でCFPで要求される情報



- 提出する報告書には公開版、非公開版があり、非公開版は以下の通り、秘匿度が高い情報が多く記載。
- OEM(最下流)～サプライヤー(最上流)までのサプライチェーン樹形図が分かる情報や電池の組成(設計)情報を含む。
- 欧州の認証機関に機微情報が集約され、欧州の第三者機関に機微情報の管理を委ねる構造が論点。

公開版	非公開版
<p>カーボンフットプリント報告書(非公開版)</p> <p>検証用提出資料に含めるべき項目は以下の通り。</p> <p>(a) 算定に使用したカーボンフットプリントの算定モデル</p> <p>(b) 算定に適用されたカットオフ、結果として生じるマスマバランスギャップ、及び不足している物質量がどの活動量データまたはデータセットに割り当てられているかの表示</p> <p>(c) 機微単位とその計算に必要な全ての情報</p> <p>(d) 全ての企業固有のデータの詳細</p> <p>(e) 使用された全ての二次データセット及び企業固有のデータセットの詳細</p> <p>(f) 電力使用のカーボンフットプリントがどのように決定されたかの詳細</p> <p>(g) 配分がどのように適用されたかの詳細</p> <p>(h) リサイクル含有率及び使用後処理段階(EoL)の算定の詳細</p> <p>(i) 輸送手段の種類及び推定距離</p> <p>(j) 公開版カーボンフットプリント報告書</p>	<p>機微情報</p> <p>・ サプライチェーンの情報</p> <p>・ 電池の組成(設計)情報</p> <p>・ etc</p>

欧州に個社の機微情報が蓄積されてしまう。

2. EUBRと認証の課題

- 従来の車両認証に加えて、環境や人権に関する要件の認証が追加になる(EUBRは先陣)
- その対象は、EUBRだけでなく、CFP/DDが関連する広範囲の法律が対象になる
- CFP/DDの認証は新しい認証方法であり、認証の仕組み検討が主因で規制化の遅れが発生している模様

	認証のためのISO標準	主な法規	認証対象	認証機関	備考
CFP	ISO 14067に従い算定	EUBR(含むBP)	電池CFP (≒Cradle to Grave(廃棄)まで)	EUBRの認証機関はISOが定まっていない為、指定がされていない。 認証機関の例 ・TÜV(ドイツ) ・Bereau Veritas(フランス) ・SGS(スイス) ・DNV(ノルウェー) ・(仮)欧州 + 日本の認証機関	CFPの場合、 ・ISO14067に基づき算定 ・ISO14019に基づき検証 ・ISO14065に基づき検証機関を決定
		ESPR(含むDPP)	製品CFP		
		CBAM	輸入製品の埋込排出量 (≒Cradle to Gate(製造)まで)		
	(ISO14040/44)	参考(PEF制度)	(製品環境フットプリントPEF)		
DD	ISO 14015に従い評価	EUBR(含むBP)	原材料調達DD	* 認証産業活用のあり方検討会の国外規制対応スコープ	DDの場合、 ・ISO14015に基づき評価 ・ISO14019に基づき検証 ・ISO14065に基づき検証機関を決定
		CSDDD	環境人権リスク評価・プロセス		
		CSRD	DD評価結果 + ESG情報		

(ご参考) ISO14067 : 製品のCFP評価、ISO14019 : サステナビリティ検証方法 (検証および妥当性確認) 、ISO14065 : GHG検証機関の要件、ISO14015 : 環境DD評価のガイドライン

3. 日欧ハイブリッド認証案の現状について

- 下表、認証対応オプション2の実現のため適合性評価の検証人育成を継続しておこなっていく
- JQA様が国内での適合性評価を行うための検証力量の同等性確認を委託関係にあるTÜV NORDとの間で実施中
- 同等性確認とは座学と実地検証の力量確認。実地検証についてJAMA会員企業によるサポートが必要

対応OP	認定	適合性評価	受付窓口	考察
OP 1	欧州NB	欧州NB	日本国内 認証機関	×評価時点で欧州の第三者 検証機関にデータが蓄積される
OP 2	欧州NB	日本国内 認証機関	日本国内 認証機関	○評価は日本の認証機関で あり、データは日本の認証機関 に留まる。欧州NBから確認を 求められる場合も想定される
OP 3	日本国内 NB	日本国内 NB	日本国内 NB	◎第三者検証機関は日本国 内のNBであり、情報管理の信 頼性が高い

ご清聴ありがとうございました